

静 情 審 第 2 1 号

平成27年9月28日

地方独立行政法人静岡県立病院機構

理事長 田中 一成 様

静岡県情報公開審査会

会長 興津 哲雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年10月15日付け本事管第190号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定日に発表された特定の職員の懲戒処分等に関する文書の部分開示決定に対する異議申立て（諮問第195号）



## 別紙

### 1 審査会の結論

静岡県立病院機構の決定は、妥当である。

### 2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成26年8月12日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県立病院機構（以下「実施機関」という。）に対し、別記1の内容に係る公文書の開示を請求し、同月15日、実施機関は、当該開示請求を受け付けた。
- (2) 平成26年8月27日、実施機関は、別記2の文書を特定した上で、文書3（以下「本件対象公文書」という。）の一部について、条例第7条第2号に該当するとして、条例第11条第1項の規定に基づき部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (3) 平成26年9月6日、異議申立人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同月9日、実施機関は、これを受け付けた。

### 3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件決定を取り消し、本件対象公文書の全部の開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由等は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関の職員なら見聞き可能な情報を実施機関の職員でない人物に情報開示しても、当該職員の私生活が脅かされたり、当該職員の思想、信条や個人の宗教、人種や民族性が新規に開示されたりするとは言えない。
- (2) 「機微な情報」とされる情報を非開示とすることが決して濫用されてはならない。
- (3) 加害職員の弁明書等についても、一般に他人に知られたくない情報や個人の人格に密接に関連している情報といった、個人が特定されなくとも、なお、公にすることによって個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当しないので、一律に非開示とすべきではない。
- (4) 公文書開示請求等によって入手可能な職員録等によって、加害職員の氏名も職も特定することが可能である。
- (5) 精神科病院の医師、看護師、事務員などが十分な専門性を有しているか否かという情報は、広く一般に公にされていることが要請されている。
- (6) 本件決定における非開示部分は、懲戒処分を実施した実施機関自らが報道機関等に資料を提供した上で2010年に静岡県庁で会見して発表し、被害職員の遺族が2013

年に静岡県庁で会見して発表しているため、インターネットでは報道機関のウェブサイト、図書館等では紙媒体の新聞等で何人にも閲覧複写が可能である。掲載紙や掲載日など、インターネット上のブログ記事の情報をきっかけに、図書館のレファレンスサービスを利用して本件の開示請求の内容に係る懲戒処分等（以下「本件懲戒処分等」という。）が行われた際の新聞記事を入手したところ、本件懲戒処分等の対象者4名（以下「本件被処分者」という。）全員の役職と年齢が明記されており、うち1名については、氏名まで明記されていた。したがって、当該新聞記事で公開になった情報は、条例第7条第2号に該当しないか、同号ただし書アに該当する。

- (7) 被害職員の自筆メモとされる文書についても、特定の報道機関のウェブサイト上で現在も公になっており、一部は判読が可能である。
- (8) 特定期間の懲戒処分事案に係る条例に基づく公文書開示請求に対して、静岡県警察本部長は、懲戒処分の公表基準にのっとって公表を行っていなかった事案についても開示したのだから、懲戒処分の公表時に公表された情報を非開示とすることは違法である。
- (9) 他の自治体の事案と比較しても、事件自体から4年ほど、遺族の発表から1年ほどしか経過していない重大事件の情報を非公開にすることは違法である。
- (10) 報道機関に対して提供した情報のうちただの一つでも情報公開請求に対して非開示と決定したら、開示請求者の立場・請求の目的・理由等によって開示・非開示を異ならせてはならないという情報公開の大原則等に著しく反する。少なくとも、いったん報道機関等に提供した情報は、すべて情報公開請求でも開示すべきである。
- (11) 本件対象公文書に係る情報が、被害職員を含むいわゆる精神障害者の基本的人権である生存権、勤労権、幸福追求権そのものであることから、その情報を持っている行政機関等がそれを秘匿すべきであるとの決定をすることは認められない。
- (12) 本件パワーハラスメント自殺事件の重大性からしても、実施機関が運営する病院に限らず、精神医療施設、さらには広く医療施設・福祉施設等に就職・転職を希望する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当することから、面談内容も開示すべきである。
- (13) 加害職員が被害職員と面談したことも、加害職員の職務遂行情報そのものである。
- (14) 静岡県情報公開審査会諮問第146号の答申によれば、医師と看護師とが医療事故調査委員会に出席することは公務員の職務の遂行に係る情報であるとされていることから、本件被処分者を含む「対象職員ほか関係職員」が事実確認調査及び警察署による「関係者」に対する事情聴取に出席することは、職務の遂行に係

る情報である。たとえ、懲戒処分を受けたことは職務の遂行に係る情報ではないとしても、事実確認調査や事情聴取を受けたことは職務の遂行に係る情報に当たる。さらに、本件では、公務災害の認定まで受けているのである。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件対象公文書には、特定の職員が、本件懲戒処分等を受けたり、パワーハラスメントを受けたり、パワーハラスメントが行われていたかどうかに係る事実関係の調査の対象者とされたりしたという情報が、当該職員の氏名、職名等とともに記載されていることから、いずれについても、全体として、当該職員に係る条例第7条第2号本文に定める個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。
- (2) 上記の情報は、職務の遂行に係る情報とはいえないため、条例第7条第2号ただし書のウには該当せず、法令や慣行により公にされている情報でもないため、条例第7条第2号ただし書アにも該当しない。
- (3) 地方独立行政法人静岡県立病院機構就業規則に基づく懲戒処分を行った際は、静岡県における「懲戒処分等の公表基準」（平成16年2月20日付け総務部長通知。平成23年4月1日以降は平成23年3月23日付け経営管理部長通知による。以下「公表基準」という。）に準じて、社会的な影響が重大な事案については、例外的に氏名を明らかにして処分内容を公表するが、そのような事案に該当しない場合には、職員個人が特定されることのない限度で処分内容を公表している。また、服務監督上の処分については、原則として当該処分内容を公表していない。本件懲戒処分等については、公表基準に準じて、服務監督上の処分の内容を公表しているが、氏名等、個人を識別できる情報については公表していない。
- (4) 異議申立人は現在でもウェブページ上の記事等で本件懲戒処分等の事実を確認することができ、一部職員については、氏名、顔写真、役職等が明らかにされているとの趣旨の主張をしているが、あくまでも特定の個人が、どのような職種であるか、どのような経歴の持ち主であるかという情報にすぎず、本件懲戒処分等を受けた者であるとの情報が公表されているわけではない。
- (5) 異議申立人の主張が、本件懲戒処分等の当時の役職をもとに、他の情報と照合することで特定の個人を識別できるという趣旨であったとしても、法令はもとより、公表基準などの制度的な根拠に基づいて公表されているわけでもなく、通常他人に知られたくない、被処分者等の名誉や資質に関わる極めて機微な情報が、本件懲戒処分等を受けてから3年以上経過した後において、慣行として公にされている情報とはいえない。
- (6) 被害職員がパワーハラスメントを受け、自殺したという情報については、当該

自殺が公務災害として認定された際、遺族が記者会見を行っている以上、既に公になっており、条例第7条第2号ただし書アに該当し、被害職員の氏名、性別、年齢、自殺の場所、職名、その他記者会見で明らかにした情報を開示すべきだとするが、パワーハラスメントを受けたり自殺したりしたという機微な情報が、遺族の意向により公務災害として認定された事実を伝達するために公表されたことをもって、法令により又は慣行として公にされている情報とはいえず、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。

- (7) 本件で非開示とした情報は、通常他人に知られたくない、懲戒処分等を受けたという事実に関するもので、名誉や資質に関する機微な情報であることを踏まえると、被害職員という特定の個人の生命、健康に関係するものであるとはいえるが、これを公にすることによる利益が、非開示とすることにより保護される利益を上回るとまではいえず、条例第7条第2号ただし書イにも該当しない。
- (8) 本件対象公文書における識別部分を除いたとしても、通常他人に知られたくない、被害職員や被処分者等の名誉や資質に関わる極めて機微な情報であるため、条例第8条第2項に基づく部分開示をすることもできない。
- (9) 懲戒処分等を行うに当たっては、職員の具体的な行為が懲戒処分等の事由に該当するかどうか、事実に基づいて慎重に判断されなければならない。本件対象公文書には、本件懲戒処分等に係る具体かつ詳細な検討内容が記載されており、これが明らかになれば、関係者からの率直な事情聴取が困難になるなどして、正確な事実の把握が困難となるおそれがあると認められる。したがって、本件決定で非開示とした部分のうち、本件懲戒処分等に当たって担当者が検討した内容に関する情報が記載された部分を明らかにすれば、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすものと認められ、条例第7条第6号エの非開示情報に該当する。
- (10) 事情聴取の内容は、本件懲戒処分等を行うに当たり、本件に関係した職員から事案の詳細を聴取した結果を示すものである。このような事情聴取は、非違行為等をした職員の供述によって行われるものであり、また、その内容は、被聴取者の個人の権利利益に直接関わるものである。このような記載内容が事後に公になるとすれば、今後の調査において、非違行為等を行った職員から供述を得ることが困難となるおそれがあることは否定できず、事案の実態に即した適正な懲戒処分等を行い、公正かつ円滑な人事を確保することに支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号エの非開示情報に該当する。
- (11) 本件懲戒処分等の際の記者会見は、実施機関が行った本件懲戒処分等について説明責任を果たすために行ったもので、パワーハラスメント事件の経緯についても説明しているが、本件がパワーハラスメントを受けて自殺に至ったという極めて機微な情報であることから、記者会見で公表する内容については、事前に遺族と調整を行い、遺族の感情に配慮した。

- (12) 被害者遺族による記者会見の会見場所が静岡県庁であったのは、テレビ局、新聞社等の報道機関の静岡県庁における詰め所である記者クラブが管理する記者会見場を借りて行われたものであり、静岡県及び実施機関が全く関与することなく開催されたものである。

## 5 審査会の判断

当審査会は、本件対象公文書を見分の上、非開示部分について審査した結果、以下のように判断する。

- (1) 本件対象公文書の性質及び内容（内訳については別記3参照）

本件対象公文書は、本件懲戒処分等の決定に係る文書で、①当該病院で作成した調査報告書（内訳番号14から34まで）と②当該調査報告書をもとに懲戒処分権者として懲戒処分等の量定について決定した文書（内訳番号1から13まで）とに大別できる。

このうち、本件決定において非開示とされた部分は、別記4のとおりである。

- (2) 本件懲戒処分等の実施及び被害職員の公務災害認定の際の公表状況について

実施機関の意見書によれば、本件懲戒処分等を行った際、公表基準に準じて公表を行ったとのことである。

公表基準によれば、公表の対象となるのは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）で、公表する内容は、(1)処分日、(2)処分内容、(3)処分の事由並びに(4)被処分者の情報（所属（部局名及び本庁・出先の別）、職位及び年齢）であるが、刑事事件等となって既に氏名が報道等で公になっている場合には、これらに加えて、被処分者の氏名も公表することとされている。

また、懲戒処分に至らない軽微な職務上の義務違反などを行った職員に対し、将来の行動を戒め、あるいは注意を喚起するために行われる訓告や口頭注意などの服務監督上の処分については、社会的影響が大きいと判断される事案において懲戒処分が行われたことに伴って、当該懲戒処分対象者の管理監督者に対して行われたときは、その内容を公表することとされている。

実施機関は、公表基準に基づいて、平成22年12月17日、本件懲戒処分等の実施の際に、処分日、処分内容、処分理由、本件被処分者の情報（所属、職位、年齢（戒告処分相当とされた退職者については職位及び年齢を除く。）、被害職員の自殺に係る情報（自殺した時期、遺族の動向）、実施機関の理事長コメントが記載された「静岡県立病院機構職員の処分」というタイトルの文書（文書1）を報道機関に提供するとともに、同内容について、「静岡県立病院機構職員の処分について」と題する記事（文書2）をホームページ上に掲載したが、刑事事件等となって既に氏名等が報道等で公表されている場合に該当しなかったため、関係者の氏名の公表は行っていない（以下、文書1及び文書2に記載された情報を「報道機関提供情報」

という。なお、文書2についてはその後にホームページから削除され、閲覧できなくなっている。)

なお、報道機関提供情報に加え、本件被処分者の役職、性別及び発言内容の一部並びに被害職員の性別、職種、年齢、傷病名に係る情報等が掲載された記事が現在でもインターネット上の医療関係のサイトで確認でき、さらに、異議申立人の提出に係る新聞の写しによれば、管理監督者として服務監督上の処分を受けた者の氏名も確認できる。報道機関提供情報を超えるこれらの部分は、実施機関が本件懲戒処分等の実施に際して県庁で行った記者会見などにより報道機関が入手した情報であると推測される。

また、同じくインターネット上の医療関係のサイトでは、①被害職員の氏名、職種、年齢、傷病名、②被害職員の両親の氏名、年齢、コメント等、③本件被処分者の役職、発言内容の一部に係る情報が掲載された記事が現在も確認できるが、これらは被害職員の死亡が公務上の災害であると認定されたことを受け、被害職員の遺族が平成25年3月8日に県庁で記者会見を行った際に公表された情報であると推測される。

### (3) 非開示情報該当性等

実施機関は、条例第7条第2号を根拠規定として本件決定を行った後、当審査会に提出した意見書の中で条例第7条第6号に該当するとしているが、まずは、本件決定の際に非開示の根拠とされた条例第7条第2号に規定する個人情報該当性について検討する。

#### ア 条例第7条第2号本文該当性

本件対象公文書は、構成する各文書に本件被処分者や被害職員等の氏名が記載されているだけでなく、本件懲戒処分等の内容、検討状況、調査状況等が記載され、特定の個人が受けた懲戒処分等、特定の個人が受けたパワーハラスメントに関する一連の文書であることから、全体として、条例第7条第2号本文の個人に関する情報に該当する。

#### イ 条例第7条第2号ただし書ア該当性

異議申立人は、報道機関提供情報である本件被処分者の年齢、さらに、新聞報道された本件被処分者の役職や性別等の情報については、過去に明らかにされた情報であることから、条例第7条第2号ただし書アに該当し、開示すべきだとする旨の主張をしているため、以下、これらの点について検討する。

##### (ア) 報道機関提供情報について

- a 報道機関提供情報は、懲戒処分を行った場合に一般的に県民等に知らせる必要があるものとして、公表基準に準じて報道機関に提供される情報であり、実施機関が本件懲戒処分等を実施した時点においては、公衆が知り得る状態に置かれ、公表慣行があった情報といえる。

- b ところで、懲戒処分等の事案の概要が、被処分者の氏名それ自体、あるいは所属、職位、年齢という被処分者が誰であるかを知る手掛かりとなる情報とともに過去のある時点で報道提供等が行われ、公衆が広く知り得る状態に置かれると、その内容が当該個人の非違行為に係る情報であることから、当然に特定の個人が識別され、又は一定範囲の者に当該個人が特定されることで、その者の権利利益が害されるおそれを生じることとなる。それにもかかわらず報道提供がされるのは、同種の非違行為事案の再発防止その他職務執行行為の適正及び倫理の保持を図り、それによって行政機関の職員に対する県民の信頼の確保に資することを目的としているためであると考えられる。
- c これに対し、県の諸活動を県民に説明する責務を全うするために、保有する情報を求めに応じて開示することを原則としつつも、個人に関する情報については、一度開示されれば当該個人に対して回復しがたい損害を与えることがあるため、みだりに公にされることのないよう最大限に配慮し、公にすることによる利益と個人の権利利益の保護との調和を図ろうとしたのが、条例第7条第2号ただし書及び第8条の規定の趣旨である。
- d そうすると、過去の一時点において懲戒処分等の事案の概要がbで述べた目的のために報道提供された場合、当該事案の概要のうち、個人の識別につながる非違行為者が誰であるかに関する情報は、報道提供の時点から時間が経過するに従い、事案の社会的影響及び事案に関する社会一般の関心や記憶は薄れていき、新聞社名や報道年月日が特定されない限り次第に公衆が知り得る状態に置かれているとはいえなくなっていくが、秘匿すべき必要性の高さは時間の経過によって変わることはないことから、相応の時間の経過により、公にすることによる利益よりも当該個人の権利利益を保護する必要性が上回ることになるかと認められる。
- それゆえ、非違行為者が誰であるかに関する情報は、報道提供によってしばらくの間は公表慣行がある情報と認められるとしても、報道提供の後、相応の時間が経過したような場合においては、もはや現に「公にされている情報」にも「公にすることが予定されている情報」にも該当しなくなったと解するのが相当である。
- e しかしながら、当該事案の概要のうち、非違行為者が誰であるかの部分を除いた部分、すなわち非違行為の客観的態様については、時の経過を考慮する必要性が乏しいことから、特段の事情がない限り、開示請求時点においてもなお慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとの性質を失わないと認められる。
- f 本件対象公文書に記載されているのは、職員個人の非違行為歴に関する情報であって、実施機関による本件懲戒処分等の際の報道提供等から本件開示

請求までに3年8か月が経過していることを考慮すると、報道機関提供情報のうち、非違行為の客観的態様については、今なお公表慣行を認めるべきであるが、非違行為を行った者が誰であるかに関する情報はもはや現に「公にされている情報」にも「公にすることが予定されている情報」にも該当しなくなると解するのが相当である。

g 本件決定で非開示とされた本件被処分者の年齢は、報道機関提供情報に含まれてはいるが、非違行為者が誰であるかに関する情報であるから、もはや現に「公にされている情報」とも、「公にすることが予定されている情報」とも認められず、条例第7条第2号ただし書アに該当しないと認められる。

(イ) 報道機関提供情報以外の情報について

異議申立人がいうように、本件決定で非開示とされた情報の中には、本件被処分者の役職、性別等、実施機関が本件懲戒処分等を実施した際に新聞報道された情報も含まれている。

これらは報道機関提供情報を超えた情報であり、本件懲戒処分等の対象者が退職者も含め4名に及ぶ上、本件懲戒処分等の処分理由に係るパワーハラスメントの事実関係が複雑であるという事案の性質から、報道提供した際に配布等した資料の理解の便宜のために報道機関からの求めに応じて伝えた情報であると推測され、個別事例の内容の差異にかかわらず、懲戒処分があった場合に一般的に公表されるものではないので、公表慣行があった情報とはいえない。

また、異議申立人は、被害職員の遺族が県庁において行った記者会見を受けて報道された情報についても、条例第7条第2号ただし書アに該当するため開示すべきだとするが、当該記者会見の実施場所として県庁の施設が利用されたものの、その際に報道された情報はそもそも機構により公表されたものではなく、実施機関が本件懲戒処分等を実施した時点においても公表慣行があった情報とはいえない。

さらに、被害職員の学歴、医療機関受診状況等、上記の実施機関や被害職員の遺族が実施した記者会見の際に新聞報道された情報以外については、開示請求の時点において他に公表慣行があったことをうかがわせる事情も確認できない。

したがって、本件対象公文書で非開示とされた箇所のうち、報道機関提供情報以外の情報が記載された部分については、条例第7条第2号ただし書アには該当せず、非開示が妥当である。

ウ 条例第7条第2号ただし書イ該当性

異議申立人は、本件決定で非開示とされた情報が、被害職員を含む精神障害者の基本的人権である生存権、勤労権、幸福追求権に係る情報であり、パワーハラスメントによる自殺という事案の重大性を踏まえ、医療施設や福祉施設等に就

職・転職を希望する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であるなどと主張する。

確かに、パワーハラスメントによる被害を防ぐために、実際に発生した事例に係る情報を、発生した職場内にとどまらず、外部へ情報提供することに一定の意義は認められる。

しかしながら、本件決定で非開示とされているのは、本件被処分者の氏名、役職等の個人の識別につながる情報や被害職員の学歴、医療機関受診状況等の情報であり、これらの情報について、開示することによる利益が非開示とすることによる利益を上回るとはいえない。

したがって、条例第7条第2号ただし書イには該当せず、非開示が妥当である。

#### エ 条例第7条第2号ただし書ウ該当性

懲戒処分等を受けたということは、公務員等である職員に分任された職務の遂行に係る情報ではなく、条例第7条第2号ただし書ウには該当しないため、非開示が妥当である。

#### オ 部分開示の範囲の適否について

以上に述べたとおり、本件対象公文書は、それぞれの文書が全体として条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

しかし、条例第7条第2号の情報が記録されている場合には、条例第8条第2項の規定により、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分（以下「個人識別部分」という。）を除くことにより、公にしても個人の権利利益を害するおそれがないと認められるときは、当該部分を除いて開示すべきこととされており、本件決定においても、同項の規定に基づき、部分開示が行われている。

そこで、以下、条例第8条第2項の規定によりさらに開示すべき部分がないかどうか検討する。

#### (ア) 氏名を含む個人識別部分について

本件対象公文書には、本件懲戒処分等の対象者、パワーハラスメントを受けた被害職員、所属による事実確認調査を受けた職員などの氏名、役職、住所、年齢、生年月日等が記載されており、これらの情報は本件対象公文書を構成するそれぞれの文書ごと一体として個人識別部分に該当するため、部分開示することはできない。

#### (イ) 本件被処分者を知る手掛かりとなり得る情報及び非違行為事案の経過等について

本件決定では、被害職員の同僚の勤務箇所、被害職員の知人の勤務先、非違行為事案の詳細な経過や内容に関する情報、個人の反省の弁など心情に係る情報などが記載された部分が非開示とされている。

上記記述部分の開示可能性について検討すると、本件決定で既に、所属名や事案の概要その他の記述も相当程度開示されていることから、同僚や知人など一定範囲の者には非違行為を行った職員が誰であるのかが既に明らかになっている可能性が高いと考えられる。そのため、上記記述部分を開示することとなれば、これら一定範囲の者が改めて非違行為当時の事案に関する詳細を探知し、さらには事案発生以降の状況の詳細や個人の心情などを知るおそれが生じる。

加えて、上記記述部分のうち、非違行為者を知る手掛かりとなり得る部分を開示することになれば、これまで非違行為者が誰であるのかについて、一定範囲の同僚や知人等にしか知られていなかったにもかかわらず、上記記述部分の開示により、一層広い範囲の同僚や親戚、知人等が新たに非違行為者を特定できることとなる上、それらの者が非違行為事案やその後の状況の詳細、個人の心情などを知るおそれが生じる。

そうすると、本件対象公文書に記載された情報は、全体として非違行為を行った職員の非違行為歴に関する情報であることから、上記部分を開示することにより、特定個人の権利利益を害するおそれがあり、本件決定で開示した範囲を超えて部分開示を行うことはできない。

実施機関は、条例第7条第2号のほか、意見書において同条第6号に該当する旨を説明するものの、それぞれの情報が条例第7条第2号の非開示情報に該当することは上記のとおりであるから、同条第6号については判断するまでもない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記5のとおりである。

### 別記1 開示請求の内容

2010年12月17日に、静岡県立病院機構が、静岡県立こころの医療センターで2010年3月頃からある職員に対してパワーハラスメントが行われたとして、当該加害職員らを懲戒処分にした、と発表した。その事件に関する文書全て

### 別記2 実施機関が特定した文書

文書1 平成22年12月17日付け記者提供資料（「静岡県立病院機構職員の処分」）

文書2 平成22年12月17日付けホームページ公表資料（「静岡県立病院機構職員の処分について」）

文書3 「職員の懲戒処分等について」（平成22年12月10日起案）

### 別記3 本件対象公文書（文書3）の内訳

| 内訳番号 | 文書の名称                                |
|------|--------------------------------------|
| 1    | 起案鑑(職員の懲戒処分等について)                    |
| 2    | 懲戒処分の実施について(停職)                      |
| 3    | 懲戒処分書(停職)                            |
| 4    | 懲戒処分書(戒告)                            |
| 5    | 文書嚴重注意の実施について                        |
| 6    | 〇〇の処分について(〇〇)                        |
| 7    | 注意書                                  |
| 8    | 処分相当の伝達の実施について                       |
| 9    | 戒告相当伝達文                              |
| 10   | 懲戒処分等の実施に係る起案理由書                     |
| 11   | 懲戒処分検討案(停職)                          |
| 12   | 懲戒処分検討案(戒告相当)                        |
| 13   | 〇〇様へのパワーハラスメントに係る弁明書                 |
| 14   | 職員処分に係る調査報告書                         |
| 15   | 関連資料目次                               |
| 16   | 関連資料1 採用からの経緯                        |
| 17   | 関連資料2 〇〇の〇〇での転倒前から職場復帰までの経緯          |
| 18   | 関連資料3 事実確認調書                         |
| 19   | 関連資料4 〇〇退勤記録                         |
| 20   | 関連資料5 〇〇が〇〇に提出した診断書                  |
| 21   | 関連資料6 報告書(6月17日 〇〇受理)                |
| 22   | 関連資料7 〇〇の自筆メモ                        |
| 23   | 関連資料8 〇〇あて手紙(〇〇 〇〇より)                |
| 24   | 関連資料9 平成22年度〇〇各係組織図                  |
| 25   | 関連資料10 報告書(6月25日 〇〇記載)               |
| 26   | 関連資料11 こころの医療センターにおけるパワーハラスメント相談について |

| 内訳番号 | 文書の名称  |
|------|--|
| 27   | 関連資料 12 遺族との面談状況について（7月13日）                                    |
| 28   | 関連資料 13 ○○様へのパワーハラスメントに係る調査報告書                                 |
| 29   | 関連資料 14 ○○のご遺族との面談状況について（7月20日）                                |
| 30   | 関連資料 15 平成22年7月20日付け「○○様へのパワーハラスメントに係る調査報告書に係る調査報告書に関する補足調査報告書 |
| 31   | 関連資料 16 ○○遺族への報告（8月30日）  |
| 32   | 関連資料 17 遺族からの意見（9月8日受理）  |
| 33   | 関連資料 18 平成22年8月30日付け補足調査報告書に係るご意見に対する回答                        |
| 34   | 関連資料 19 ○○死亡にかかる警察による事情聴取の状況                                   |

#### 別記4 本件決定で非開示とされた部分

- ・ 本件被処分者の氏名、職名、年齢、職務の級・号、分担事務、勤務形態（身分）、弁明書、処分比較検討事例中の団体名等
- ・ 被害職員の氏名、生年月日、職種、職位、職員番号、勤務場所、勤務歴、学歴、職歴、家族状況、勤務状況、医療機関受診状況、受診結果、報告書、自筆メモ、電話相談記録等
- ・ 被害職員の上司、同僚、遺族、知人の氏名、役職、分担事務、所属、発言内容、意見書、手紙等
- ・ 警察の事情聴取を受けた職員の氏名、役職、住所、生年月日、警察職員の所属、役職、氏名、聴取内容等
- ・ 所属の事実確認調査を受けた者の氏名、勤務場所、役職、質疑応答の内容等

#### 別記5 審査会の処理経過

| 年 月 日       | 処 理 内 容           | 審査会   |
|-------------|-------------------|-------|
| 平成26年10月16日 | 実施機関から諮問書を受け付けた。  |       |
| 平成26年11月28日 | 実施機関の意見書①を受け付けた。  |       |
| 平成27年1月5日   | 異議申立人の意見書①を受け付けた。 |       |
| 平成27年1月15日  | 異議申立人の意見書②を受け付けた。 |       |
| 平成27年1月19日  | 異議申立人の意見書③を受け付けた。 |       |
| 平成27年1月30日  | 異議申立人の意見書④を受け付けた。 |       |
| 平成27年2月9日   | 異議申立人の意見書⑤を受け付けた。 |       |
| 平成27年2月23日  | 審議                | 第281回 |
| 平成27年3月10日  | 実施機関の意見書②を受け付けた。  |       |

|                  |                         |         |
|------------------|-------------------------|---------|
| 平成 27 年 3 月 23 日 | 審議<br>異議申立人の意見書⑥を受け付けた。 | 第 282 回 |
| 平成 27 年 4 月 3 日  | 異議申立人の意見書⑦を受け付けた。       |         |
| 平成 27 年 4 月 21 日 | 審議                      | 第 283 回 |
| 平成 27 年 4 月 27 日 | 異議申立人の意見書⑧を受け付けた。       |         |
| 平成 27 年 5 月 29 日 | 審議                      | 第 284 回 |
| 平成 27 年 6 月 22 日 | 審議                      | 第 285 回 |
| 平成 27 年 7 月 24 日 | 審議                      | 第 286 回 |
| 平成 27 年 8 月 28 日 | 審議                      | 第 287 回 |
| 平成 27 年 9 月 28 日 | 審議、答申                   | 第 288 回 |

別記 6 静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

| 氏 名     | 職 業 等             | 調査審議した審査会                          |
|---------|-------------------|------------------------------------|
| 興 津 哲 雄 | 弁護士               | 第 281 回～第 288 回                    |
| 鈴 木 紀 子 | 弁護士               | 第 281 回～第 284 回<br>第 286 回、第 287 回 |
| 高 橋 正 人 | 静岡大学 人文社会科学部 准教授  | 第 285 回～第 288 回                    |
| 中野 美恵子  | 静岡大学 教育学部 教授      | 第 281 回～第 284 回<br>第 286 回、第 288 回 |
| 望月 律子   | 静岡県看護協会 会長        | 第 281 回～第 286 回<br>第 288 回         |
| 森 俊太    | 静岡文化芸術大学文化政策学部学科長 | 第 281 回～第 288 回                    |
| 山本 雅昭   | 静岡大学 人文社会科学部 教授   | 第 282 回                            |